c）Have prevented a successful bidder from concluding the contract or a contractor from performing the contract.
d）Have obstructed the execution of supervision or inspection by the officer in charge.
e）Have failed to perform his contract without any justifiable reasons.
f）Have falsified the important items or facts in the Application Form for Competition Participation Qualification and its supplements.
g）Have caused other tangible or intangible damage to the Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited.
h）Have employed as an agent, manager etc. in concluding a contract who have been applied to the above categories from a) to g) within the past two years.
③　Those whose administrative situation is acknowledged to be markedly unsound.
④　Those who have falsified information when completing the important items in the Application Form for Competition Participation Qualification and its supplements or those who did not complete such documents.
⑤　Those who have practiced business in violation of the commercial law and other regulations and ordinances.
2）not be under a suspension of business order as instructed by President, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited at the time of the bid opening.
3）have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned since fiscal year 2011.
4）have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.
5）not have capital relationship and／or personnel relationship with other bidders.
6）submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 8 : 00 pm, 31 August, 2021 Time-limit for the submission of tenders : 8 : 00 pm, 21 September, 2021
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Kobe Operation Center, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited, 549, Myodani-cho, Tarumi-ku, Kobe, Hyogo Prefecture, 655—0852, Japan. TEL 078—709—0084

○本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター公告令和３年第２号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量　令和３年度神戸管内自走式標識車購入　４台
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び特記仕様書（特記仕様書において適用する仕様書を含む。）による。
⑷　納入期限　契約締結の日の翌日から300日以内
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難い者は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の承諾を得た場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）に代えることができる。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　その他　本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」である。
2　競争参加資格
当該調達に係る一般競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。
⑴　次の①から④までに掲げる者でないこと。
①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
②　本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
イ　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者
チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
⑵　過去２年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと又は申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、他の発注機関から指名停止等を受けていないこと若しくは申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、指名停止を受けていないこと。
⑶　平成23年度以降に、自走式標識車（「適合証明書および製作仕様書」作成要領に示す諸元に適合するもの）の製造（または納入）実績が、１台以上あることを証明した者であること。
⑷　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
なお、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることとは、当該調達物品の整備及び修理が大阪府、兵庫県または徳島県で可能であり、当該調達物品の納入後10年以上部品等の供給体制が確保されていることをいう。
⑸　民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした者で、再生手続き開始の決定を得ない者でないこと。
⑹　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。